

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6456948号  
(P6456948)

(45) 発行日 平成31年1月23日(2019.1.23)

(24) 登録日 平成30年12月28日(2018.12.28)

(51) Int.Cl.

A 61 B 18/12 (2006.01)

F 1

A 61 B 18/12

請求項の数 18 (全 21 頁)

(21) 出願番号 特願2016-527461 (P2016-527461)  
 (86) (22) 出願日 平成26年10月14日 (2014.10.14)  
 (65) 公表番号 特表2016-534820 (P2016-534820A)  
 (43) 公表日 平成28年11月10日 (2016.11.10)  
 (86) 國際出願番号 PCT/EP2014/072044  
 (87) 國際公開番号 WO2015/062862  
 (87) 國際公開日 平成27年5月7日 (2015.5.7)  
 審査請求日 平成29年10月13日 (2017.10.13)  
 (31) 優先権主張番号 102013111912.3  
 (32) 優先日 平成25年10月29日 (2013.10.29)  
 (33) 優先権主張国 ドイツ (DE)

(73) 特許権者 502154016  
 アエスキュラップ アーゲー  
 ドイツ 78532 トゥットリンゲン  
 アム アエスキュラップ-プラッツ,  
 78532 Tuttlingen Germany  
 (74) 代理人 110001069  
 特許業務法人京都国際特許事務所  
 (72) 発明者 マティアス ワンド  
 ドイツ、78532 トゥットリンゲン、  
 グラネックヴェーク 8  
 (72) 発明者 ディーター ヴァイスハウプト  
 ドイツ、78194 イメンディンゲン、  
 バッハツィメラー エシュ 10  
 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】電気外科用管状シャフト、外科用器具グリップ、及び電気外科用管状シャフト器具

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

外科用器具グリップ(12；102)と共に使用して電気外科用管状シャフト器具(10；100)を形成するための電気外科用管状シャフト(14；104)であって、

前記管状シャフト(14；104)が、管(24)と、前記管状シャフト(14；104)の遠位端に配置される電気外科用ツール(18)と、前記ツール(18)に電気的に接続されると共に前記管(24)内を延びる少なくとも1つの電気的接続線(68、70)と、前記管状シャフト(14；104)の近位端に配置される、前記器具グリップ(12；102)の対応する少なくとも1つの連結要素(37)と相互作用して前記器具グリップを前記管状シャフト(14；104)に解放可能に連結するための少なくとも1つの連結要素(28)と、電気エネルギー供給源用の電気的接続要素(80)とを含み、該電気的接続要素(80)が、前記少なくとも1つの接続線(68、70)の近位端に配置される管状シャフトにおいて、

前記管(24)が、出口開口(72)を含み、該出口開口(72)は前記少なくとも1つの連結要素(28)の遠位に配置されると共に、該出口開口(72)を通って前記少なくとも1つの接続線(68、70)が前記管(24)から出ること、及び

前記管状シャフト(14；104)が、前記少なくとも1つの接続線(68、70)を前記器具グリップ(12；102)に解放可能に固定するための少なくとも1つの結合要素(84)を含むこと、

を特徴とする管状シャフト。

10

20

**【請求項 2】**

請求項 1 に記載の管状シャフトであって、前記少なくとも 1 つの接続線 (68、70) が、前記管 (24) の側面から、前記管 (24) により規定される方向に対して交差方向に出ること、を特徴とする管状シャフト。

**【請求項 3】**

請求項 1 又は 2 に記載の管状シャフトであって、前記出口開口 (72) が、貫通開口 (72) であり、該貫通開口 (72) は前記管 (24) に形成されると共に、該貫通開口 (72) を通って前記少なくとも 1 つの接続線 (68、70) が前記管 (24) から出ること、を特徴とする管状シャフト。

**【請求項 4】**

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の管状シャフトであって、  
前記管状シャフト (14; 104) が、前記器具グリップ (12; 102) の対応する  
スリーブ (34、36) 内に挿入するための、前記管 (24) を収容するブッシング (26)  
を含み、前記ブッシング (26) が、近位端にて少なくとも 1 つの連結要素 (28)  
を含むこと、及び

貫通開口 (76)、該貫通開口 (76) を通って前記少なくとも 1 つの接続線 (68、  
70) が導かれる、が前記ブッシング (26) に形成されること、  
を特徴とする管状シャフト。

**【請求項 5】**

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の管状シャフトであって、前記管状シャフト (14  
; 104) が、前記少なくとも 1 つの接続線 (68、70) を該接続線の前記管 (24)  
から出た区域にて包囲する、曲げに対して耐性がある又は可撓性がある外装 (78) を含  
むこと、を特徴とする管状シャフト。

**【請求項 6】**

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の管状シャフトであって、前記管状シャフト (14  
; 104) が、両極性の電気外科用管状シャフト (14; 104) であり、前記ツール (18)  
に電気的に接続される 2 つの電気的接続線 (68、70) を含むこと、を特徴とす  
る管状シャフト。

**【請求項 7】**

請求項 6 に記載の管状シャフトであって、共通の接続要素 (80) が設けられ、該接続  
要素 (80) が、両方の接続線 (68、70) の近位端に配置されること、を特徴とする  
管状シャフト。

**【請求項 8】**

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の管状シャフトであって、前記管状シャフト (14  
; 104) が、前記接続要素 (80) 内に収納されると共に前記少なくとも 1 つの接続線  
(68、70) に電気的に接続される、少なくとも 1 つの接触部材 (82、83) を含む  
こと、を特徴とする管状シャフト。

**【請求項 9】**

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の管状シャフトであって、前記接続要素 (80) が  
、前記少なくとも 1 つの結合要素 (84) を含む又は前記少なくとも 1 つの結合要素 (84)  
であること、を特徴とする管状シャフト。

**【請求項 10】**

請求項 9 に記載の管状シャフトであって、前記少なくとも 1 つの結合要素 (84) が、  
前記接続要素 (80) と一体に形成されること、を特徴とする管状シャフト。

**【請求項 11】**

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の管状シャフトであって、前記少なくとも 1 つの  
結合要素 (84) が、前記器具グリップ (12) 用の当接部材 (86) を含む又は前記器  
具グリップ (12) 用の当接部材 (86) であること、を特徴とする管状シャフト。

**【請求項 12】**

請求項 11 に記載の管状シャフトであって、前記当接部材 (86) が、前記少なくとも

10

20

30

40

50

1つの結合要素（84）の遠位端面に設けられること、を特徴とする管状シャフト。

【請求項13】

請求項1～12のいずれか1項に記載の電気外科用管状シャフト（14；104）と共に使用して電気外科用管状シャフト器具（10；100）を形成するための外科用器具グリップ（12；102）であって、

前記管状シャフト（14；104）の対応する少なくとも1つの連結要素（28）と相互作用して前記管状シャフト（14；104）を前記器具グリップ（12；102）に解放可能に連結するための少なくとも1つの連結要素（37）と、前記管状シャフト（14；104）の前記少なくとも1つの接続線（68、70）を前記器具グリップ（12；102）に解放可能に固定するための少なくとも1つの結合要素（48）とを含む器具グリップにおいて、

前記少なくとも1つの結合要素（48）が、前記器具グリップ（12；102）の近位端に配置されること、及び

前記器具グリップ（12；102）が、前記管状シャフト（14；104）と電気接触するための電気接触部材を内部に有しないこと、

を特徴とする器具グリップ。

【請求項14】

請求項13に記載の器具グリップであって、前記少なくとも1つの結合要素（48）が、前記器具グリップ（12；102）の近位端面に配置されること、を特徴とする器具グリップ。

10

20

【請求項15】

少なくとも1つの連結要素（37）及び少なくとも1つの結合要素（48）を有する外科用器具グリップ（12；102）と、前記器具グリップ（12；102）に解放可能に結合可能である請求項1～12のいずれか1項に記載の電気外科用管状シャフト（14；104）とを含む電気外科用管状シャフト器具であって、

前記器具グリップ（12；102）の前記少なくとも1つの連結要素（37）が、前記管状シャフト（14；104）の対応する少なくとも1つの連結要素（28）と相互作用して前記管状シャフトを前記器具グリップ（12；102）に解放可能に連結させ、且つ、

前記管状シャフト（14；104）が、前記少なくとも1つの接続線（68、70）を前記器具グリップ（12；102）に解放可能に固定するための少なくとも1つの結合要素（84）を含み、該結合要素（84）が、前記器具グリップ（12；102）の相応に構築された前記少なくとも1つの結合要素（48）と相互作用する、管状シャフト器具。

30

【請求項16】

請求項15に記載の管状シャフト器具であって、前記少なくとも1つの接続線（68、70）が、該接続線の前記管（24）から出た区域に関して、軸方向の引張力及び／又は押込力を免れる又はほぼ免れるような寸法であること、を特徴とする管状シャフト器具。

【請求項17】

請求項15又は16に記載の管状シャフト器具であって、前記少なくとも1つの接続線（68、70）の前記管（24）から出た区域が、遠位から近位へと前記器具グリップ（12；102）に沿って、軸方向で平行に延びること、を特徴とする管状シャフト器具。

40

【請求項18】

請求項15～17のいずれか1項に記載の管状シャフト器具であって、前記少なくとも1つの接続線（68、70）の前記管（24）から出た区域が、前記ツール（18）に作用を及ぼすための、前記器具グリップ（12）の作動可能なグリップ要素（40、42）に沿って、軸方向に対して交差する方向に延びることを特徴とする管状シャフト器具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、外科用器具グリップと共に使用して電気外科用管状シャフト器具を形成する

50

ための電気外科用管状シャフトであって、前記管状シャフトが、管と、前記管状シャフトの遠位端に配置される電気外科用ツールと、前記ツールに電気的に接続されると共に管内を延びる少なくとも1つの電気的接続線と、前記管状シャフトの近位端に配置される、前記器具グリップの対応する少なくとも1つの連結要素と相互作用して器具グリップを管状シャフトに解放可能に連結するための少なくとも1つの連結要素とを含む管状シャフトに関する。

#### 【0002】

本発明は、電気外科用管状シャフトと共に使用して電気外科用管状シャフト器具を形成するための外科用器具グリップであって、前記管状シャフトの対応する少なくとも1つの連結要素と相互作用して管状シャフトを器具グリップに解放可能に連結するための少なくとも1つの連結要素を含む器具グリップにも関する。 10

#### 【0003】

本発明は更に、外科用器具グリップと、前記器具グリップに解放可能に結合可能である電気外科用管状シャフトとを含む電気外科用管状シャフト器具に関する。

#### 【背景技術】

#### 【0004】

本明細書において、「近位」と及び「遠位」とは、管状シャフト、器具グリップ、及び管状シャフト器具の意図される目的での使用に関連するものと解釈されるべきであり、管状シャフトは近位端にて及び器具グリップは遠位端にて、相互作用する。使用者は、器具グリップに近位端から作用し、管状シャフトの遠位端に配置されるツールを用いて作業する。 20

#### 【0005】

前述の電気外科用管状シャフト器具を形成するために、前述の種類の管状シャフトと器具グリップとを、連結装置を形成するそれぞれの連結要素により、互いに解放可能に結合することができる。この目的で、器具グリップは普通、管状シャフトが部分的に中に挿入可能であると共に中に解放可能にロック可能であるスリーブ形の受けを含む。普通、器具グリップの少なくとも1つのグリップ要素によって、管内を案内される引張力及び/又は押込力伝達要素に作用を及ぼすことが可能である。引張力及び/又は押込力伝達要素は遠位端にてツールに連結されるのであり、ツールは少なくとも1つのグリップ要素を用いて作動させることができる。 30

#### 【0006】

管状シャフトのツールは少なくとも1つの電気的接続線に電気的に接続され、ツールには電気外科エネルギーを供給することができる。電気安全性の理由で、少なくとも1つの接続線は管内を延びるため、これによってこの接続線を手術部位から離しておくこともできる。このことにより管状シャフトの取扱いが改良される。知られている管状シャフト器具において、少なくとも1つの電気的接続線ならびに少なくとも1つの連結要素は器具グリップ内に導入され、そこで電気的接続線が電気接触部材により接触させられる。この目的で器具グリップはその一部が、更なる電気的接続線により電気エネルギー供給源に接続される。管状シャフトの器具グリップへの機械的結合にとって、及び器具グリップ内の少なくとも1つの接続線の電気接触にとって比較的小さい構造的空間しか利用可能でないため、これらの管状シャフト、器具グリップ、それ故に管状シャフト器具は比較的複雑な構造を有する。再利用可能な器具グリップが使い捨て管状シャフトと共に使用される交換可能な管状シャフトシステムでは、器具グリップ内でのこのような機械的連結及び電気接触により、実施し使用した後のその洗浄、特に殺菌が困難になる。 40

#### 【先行技術文献】

#### 【特許文献】

#### 【0007】

【特許文献1】DE 10 2011 056003 A1

【特許文献2】DE 10 2006 052407 A1

【特許文献3】US 6 004 320 A

【特許文献 4】DE 10 2006 007828 A1

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

本発明の目的は、一般的な管状シャフト、一般的な器具グリップ、及び一般的な管状シャフト器具を提供し、前記管状シャフト及び前記器具グリップにより形成される前記管状シャフト器具が、構造的により単純な設計を有するようにすることである。

【課題を解決するための手段】

【0009】

この目的は、冒頭で言及した種類の管状シャフトに関して、本発明によれば、前記管が 10  
、出口開口、該出口開口は前記少なくとも 1 つの連結要素の遠位に配置されると共に、該  
出口開口を通って前記少なくとも 1 つの接続線は前記管から出る、を含み、前記管状シャ  
フトが、電気エネルギー供給源用の電気的接続要素を含み、該電気的接続要素が、前記少  
なくとも 1 つの接続線の近位端に配置される、という点で成就される。

【0010】

本発明による前記管状シャフトでは、前記少なくとも 1 つの電気的接続線は前記ツール  
から前記管内を遠位 近位方向に延びる。前記少なくとも 1 つの接続線は、前記少なくとも 1  
つの連結要素から遠位への間隔をおいたところにて、前記出口開口を通って前記管から出  
ることができる。従って前記少なくとも 1 つの接続線は、前記管内を延びる遠位区域と、前記管  
の外側を延びる近位区域とを有する。前記少なくとも 1 つの接続線の近位端に配置され  
るのは電気的接続要素であり、電気的接続要素は電気エネルギー供給源に接続可能  
である結果、前記少なくとも 1 つの接続線を経由して前記ツールに電気外科エネルギー  
を供給することができる。前記少なくとも 1 つの接続線の遠位区域が前記管内を延びてい  
るおかげで前記管状シャフトの前記電気安全性を確実にすことができ、前記接続線は前  
記手術部位から遠くに配置されるため、前記管状シャフトの取扱いが促進される。前記少  
なくとも 1 つの接続線の近位区域を前記管の外側に配置することにより、その電気接触が  
かなり促進される。前記接続線は、外側で前記器具グリップを通り過ぎて又は器具グリッ  
プに沿って導き、前記器具グリップの外側で接触させることができる。特に、本発明によ  
る前記管状シャフトと相互作用する器具グリップは、内部の電気接触部材を有する必要が  
全くない。前記管状シャフトの前記接続要素は、前記管及び前記器具グリップの外側に配  
置されるおかげで、使用者による取扱いが容易になるよう十分に大きくすることができる。  
これによって、一般的な管状シャフト及び器具グリップにおけるような電気接触部材の  
精巧纖細な構成を回避することができる。このことにより、前記管状シャフト及び前記器  
具グリップにより堅牢な構造を与えることも可能になる。

【0011】

好都合なことに前記出口開口が前記管の近位端の近傍に配置される結果、前記少なくとも 1  
つの接続線は前記管内を、極力長い距離にわたって延びる。例えば、前記管が前記器  
具グリップに係合する際、前記出口開口は基本的に前記器具グリップのすぐ遠位に配置さ  
れる。

【0012】

前記少なくとも 1 つの接続線は、好ましくは前記管の側面から、前記管により規定され  
る方向に対して交差方向に出る。このことにより、前記管が前記器具グリップ内の前記出  
口開口の近位に配置される区域と係合し、例えばこの区域と連結することができる。

【0013】

前記管状シャフトの構造的に単純な構成において、前記出口開口は、貫通開口、該貫通  
開口は前記管に形成されると共に、該貫通開口を通って前記少なくとも 1 つの接続線が前  
記管から出る、である。

【0014】

前記管状シャフトが、前記器具グリップの対応するスリーブ内に挿入するための前記管  
を収容するブッシングを含み、前記ブッシングが、近位端にて少なくとも 1 つの連結要素

10

20

30

40

50

を含み、貫通開口、該貫通開口を通って前記少なくとも1つの接続線が導かれる、が前記ブッシング内に形成されることが有利である。前記ブッシングにより前記少なくとも1つの連結要素を経由して、前記器具グリップに前記管状シャフトが連結されることが可能になる。この目的で、器具グリップの前記スリーブは、対応する連結要素を有することができる。前記管は補強することができ、これによって管は前記ブッシングを経由して保護することができる。前記管から出た前記少なくとも1つの接続線は、前記ブッシングに形成された前記貫通開口を通して導かれる。好都合なことに、貫通開口は前記管上の前記出口開口と整列する。

【0015】

前記管状シャフトは、好ましくは、少なくとも複数区域において前記少なくとも1つの接続線をその前記管から出た区域にて包囲する外装を含む。前記外装により、前記少なくとも1つの接続線の保護及び／又は誘導が可能になる。例えば、前記外装は前記少なくとも1つの接続線が中を案内されるチャネル又は保護スリーブとして構成される。前記外装は前記接続線をポジティブロック式で包囲することができるため、外装をこの接続線に固定することができる。前記管から出たその区域の取扱いをより容易にするために、前記少なくとも1つの接続線を畳める又は曲げられるよう、前記少なくとも1つの接続線が前記出口開口のエリアでは前記外装により包囲されないことを実現することができる。他方で、好ましくは前記接続線は前記出口開口の近位では前記外装により包囲される。

10

【0016】

前記外装は、好ましくは長尺構造であり特に直線状である。

20

【0017】

前記外装は、有利なことに曲げに対して耐性がある結果、前記少なくとも1つの接続線を、より良好な仕方で保護することができる。これに関連して「曲げに対して耐性がある」とは、特に前記スリーブを曲げるのに要する力が、前記少なくとも1つの接続線を曲げるのに要する力を著しく超えることを意味するものと理解されるべきである。

【0018】

異なる種類の有利な実施形態において、前記外装は可撓性がある。例えば外装は可撓性ホースである。

【0019】

本発明による前記管状シャフトの好適な実施形態は、両極性の電気外科用管状シャフトであり、前記ツールに電気的に接続される2つの電気的接続線を含む。前記ツールは、例えば前記接続線のうちの1つにその各々が電気的に接続される2つの顎部を含む。これによって、前記顎部には異なる電気極性を供することができる。前記管状シャフトにエネルギーを供給することにより、前記顎部間に電流、特に高周波電流が流れることができ、体組織を凝固させることができる。

30

【0020】

例えば、本発明による前記管状シャフトの最後に言及した好適な実施形態において、前記ツールを鉗子ツールとし、前記2つの顎部を極性の異なる接続線に接続することができる。

【0021】

2つ以上の接続線が設けられる場合、共通の接続要素が設けられ、接続要素が両方の接続線の近位端に配置されることが有利である。このことにより、両方の接続線を近位端にて共通の接続要素によりエネルギー供給源に接続することができる。

40

【0022】

更に、前記2つ(以上)の電気的接続線が、その前記管から出た区域にて共通の外装により包囲されることを実現することができる。保護のため及び／又はより容易な取扱いのため、前記外装により2つ(以上)の接続線を前記管の外側で合わせることができる。

【0023】

前記管状シャフトが、前記接続要素内に収納されると共に前記少なくとも1つの接続線に電気的に接続される少なくとも1つの接触部材を含むことを実現することができる。例

50

えば前記接続要素はプラグとして構成され、プラグは前記少なくとも1つの接触部材を封入する胴体を有する。例えば、前記少なくとも1つの接触部材は前記胴体に融合し、そこで前記少なくとも1つの接続線に電気的に接続される。2つ以上の電気的接続線が設けられる場合、好都合なことに前記接続要素内には2つ以上の接触部材が収納され、各々は前記接続線のうちの1つに電気的に接続される。

#### 【0024】

前記少なくとも1つの電気接触部材は、前記接続要素の近位端面に配置することができ、この電気接触部材は、軸方向に延びることができ又は軸方向で前記管状シャフトにより規定される近位 遠位方向と平行に延びることができる。前記少なくとも1つの接触部材は、雄の又は雌の接触部材とすることができます。10

#### 【0025】

前記少なくとも1つの接続線は、前記少なくとも1つの接触部材が中に収納される前記接続要素に解放可能に接続可能とすることができます。例えば、前記少なくとも1つの接続線は電気プラグ接続を経由して前記接続要素に接続し、これによって前記少なくとも1つの接触部材に電気的に接觸させることができる。

#### 【0026】

前記管状シャフトが、前記少なくとも1つの接続線を前記器具グリップに解放可能に固定するための少なくとも1つの結合要素を含むことが有利である。前記少なくとも1つの接続線の前記管から出た区域を、前記接続線に固定される又は固定可能である前記少なくとも1つの結合要素によって、形成される前記管状シャフト器具の前記器具グリップに固定することができる結果、前記管状シャフト器具の取扱いが改良される。前記少なくとも1つの接続線を前記器具グリップに解放可能に接続することによっても、交換可能な管状シャフトシステムを実現することが可能になるのであり、この管状シャフトシステムに関しては、再利用可能な器具グリップを幾つかの管状シャフトと共に使用することができる。管状シャフトを使用する都度、その前記少なくとも1つの接続線が前記器具グリップに接続され、使用後にはこの接続線が器具グリップから再度解放されるため、前記管状シャフトは扱い易いやり方で除去し処分することができる。20

#### 【0027】

前記少なくとも1つの結合要素は、緊締要素及び／又はロック要素とすることができ、ポジティブロック式で及び／又はカロック式で前記器具グリップに固定可能とすることができます。前記少なくとも1つの結合要素が、ねじ込みにより前記器具グリップに固定可能であることも考えられる。30

#### 【0028】

前記少なくとも1つの結合要素は、好ましくはツールなしに前記器具グリップに結合し及び／又はこの器具グリップから解放することができる。前記少なくとも1つの結合要素は、好ましくは、前記器具グリップの相応に構築された結合要素と相互作用するため、前記結合要素は、前記少なくとも1つの接続線を前記器具グリップに解放可能に固定するための結合装置を形成する。

#### 【0029】

前記接続要素が結合要素を含む又は形成することが好都合である。このことにより、前記管状シャフトの構造的に単純な構成が可能になる。特に、前記接続要素により含まれる又は形成される前記結合要素の他に、前記管状シャフトの更なる結合要素は設けられないことが有利である。40

#### 【0030】

前記管状シャフトの構造的に単純な構成を可能にするために、好ましくは、前記結合要素は前記接続要素と一体に形成される。

#### 【0031】

前記少なくとも1つの結合要素が、前記器具グリップ上の対応する受け内に挿入可能である突起を含み、前記受けは前記器具グリップの結合要素であり、結合要素が前記突起に対応するように構築されることが有利であると分かる。前記結合要素を前記器具グリップ50

に力ロック式で及び／又はポジティブロック式で結合できるようにするために、例えば前記突起を前記受けに緊締及び／又はロックすることが可能である。突起及び受けのねじ結合も可能である。

#### 【0032】

別法として又は付加的に、前記器具グリップ上の対応する突起が中に挿入可能である受けを前記少なくとも1つの結合要素が前記接続要素上に含むことを実現することができる。

#### 【0033】

前記突起は例えば前記少なくとも1つの結合要素の遠位端に、特に前記結合要素の遠位端面に配置することができる。このことにより、前記突起に対応するように構築される結合要素が前記器具グリップの近位端に例えば近位端面に配置されると、前記管状シャフト器具にコンパクトな構造を与えることができる。10

#### 【0034】

前記突起は、特に突条又はストリップとして構成することができる。

#### 【0035】

前記突起が、前記管により規定される近位 遠位軸に対して角度を成して整列する軸を規定することができる。前記突起により規定される前記軸は、前記器具グリップ上の前記受け内に突起を挿入するための挿入方向を規定することができる。前記突起の前記軸と近位 遠位軸との間の角度により、例えば、前記突起が近位 遠位軸に沿って軸方向に、前記受け内へと（又はこの受けと平行に）挿入されないことを確実にすることができる。このことにより、前記突起を前記受け内に挿入する際の前記少なくとも1つの接続線上の引張力を低減することができ、これによって起こり得る前記接続線の任意の損傷を防止することができる。20

#### 【0036】

有利なことに、前記軸間の角度は鋭角である。この角度は、例えば約70°～約85°、例えば約80°とすることができます。好都合なことに、前記突起を前記受け内に挿入する際の前記突起の先端が、前記突起の前記受け内に最後に挿入される端部よりも遠位に配置される結果、前記管状シャフトの前記少なくとも1つの結合要素と、前記器具グリップ上の対応する結合要素との間にアンダカットを形成することができる。従って、前記軸間の鋭角は、近位 遠位方向と、前記突起の前記器具グリップ上の前記受けへの挿入方向とに関連するものであると解釈することができる。30

#### 【0037】

前記少なくとも1つの結合要素が前記器具グリップ用の当接部材を、特に遠位端面に含む又は形成することができる。これによって、前記少なくとも1つの結合要素及び前記器具グリップの信頼できる相対的位置決めを確実にすることができます。例えば、前記少なくとも1つの結合要素は、前記器具グリップ上の前記当接部材を経由して、フランジ様のやり方で当接することができる。前記当接部材は平面構成とすることができ、この当接部材は前記突起により規定される前述の軸がそれと平行に延びる平面を規定することができる。前記平面は、近位 遠位軸に対して傾斜させることができる。前述の突起は、前記当接部材から遠位方向に突出することができる。40

#### 【0038】

前記少なくとも1つの結合要素が、円筒形の又は略円筒形の外側輪郭を、特に前記管により規定される近位 遠位軸の周方向において有することができる。前記少なくとも1つの結合要素は、例えば円筒形であり、特に円筒形の外側輪郭を備えたディスク形の構成であり、構成は好都合なことに前記器具グリップの外側輪郭に適合する。このことにより、このように形成される前記管状シャフト器具により感じの良い外観を与え、その取扱いを簡素化することができる。

#### 【0039】

冒頭で言及したように、本発明は外科用器具グリップにも関する。一般的な器具グリップに関して、冒頭で言及した目的は、本発明によれば前記器具グリップが、前述の種類の50

管状シャフトと共に使用するように設計され、前記管状シャフトの前記少なくとも1つの接続線を前記器具グリップに解放可能に固定するための少なくとも1つの結合要素を含むという点で成就される。

【0040】

本発明による前記管状シャフト又はその有利な実施形態の使用により達成可能な利点は、本発明による前記器具グリップを用いて達成することもできよう。そこで、これに関連して上述の説明を参照する。特に、前記管状シャフトの前記少なくとも1つの接続線は、前記器具グリップに解放可能に固定可能である。この目的で、器具グリップは、少なくとも1つの結合要素を含む。前記少なくとも1つの結合要素は、特に前記接続線の前記管から出た区域に固定される又は固定可能である前述の少なくとも1つの結合要素と相互作用することができるのであり、この結合要素と共に結合装置を形成することができる。前記器具グリップの前記少なくとも1つの結合要素は、緊締式及び／又はロック式で、ポジティブロック式で及び／又はカロック式で結合するように構築することができる。前記少なくとも1つの接続線を前記器具グリップにツールなしに結合すること及び／又は前記少なくとも1つの接続線を前記器具グリップからツールなしに解放することも可能である。前記結合要素が、互いにねじ付けられることも考えられる。

10

【0041】

前記少なくとも1つの結合要素は、好ましくは前記器具グリップの近位端に、特に前記器具グリップの近位端面に配置される。

【0042】

20

構造的に単純な構成において、前記少なくとも1つの結合要素は、例えば前記少なくとも1つの電気的接続線が中に挿入可能である受けを含む又は形成することができる。例えば、前記電気的接続線は前記受け内で緊締することができる。

【0043】

前記少なくとも1つの電気的接続線上に配置された突起が中に挿入可能である受けを前記少なくとも1つの結合要素が含み又は形成し、特に前記突起が前記受け内にカロック式で及び／又はポジティブロック式で固定されることが有利である。

【0044】

別法として又は付加的に、前記少なくとも1つの結合要素は、前記管状シャフトの結合要素の相応に構築された受け内に挿入可能である突起を有することができる。

30

【0045】

前記受けは、好ましくは盲穴形である。その際、前記突起が1つの挿入方向でのみ前記受け内に挿入されることが可能である。このことは、前記器具グリップの取扱いを促進するのであり、前記少なくとも1つの接続線の前記器具グリップへの不完全な結合を回避する助けとなる。

【0046】

前記受けが、前記器具グリップにより規定される近位 遠位軸に対して角度を成して整列する軸を規定することが有利である。上で言及したように、前記軸同士を互いに対しても角度を成して整列させることにより、前記突起を前記受け内へ純粹な軸方向に挿入しないようにすることができる。これによって、前記少なくとも1つの接続線への引張力を極力低く保つことができる。

40

【0047】

前記軸間の角度は、好ましくは鋭角であり、例えば約70°～約85°、特に約80°とすることができます。前記受けは、好ましくは前記突起を挿入するための挿入開口を含むのであり、挿入開口は、前記受けの端部、例えば前記盲穴の底部よりも近位に配置される。端部は、前記挿入開口の反対側に位置する。これによって、前記突起を前記受け内に、近位から遠位へ、いわば遠位 近位軸に対して斜めに挿入することができるため、前記突起と前記受けとの間にアンダカットが形成され、これによって前記少なくとも1つの接続線の前記器具グリップへの信頼できる固定が可能になる。

【0048】

50

前記結合要素の別の種類の構成において、前記接続要素を前記器具グリップに、前記器具グリップにより規定される把持軸に沿って軸方向に結合できることが考えられる。前記突起及び対応する受けは、互いの中へと軸方向に挿入し、特に緊締式の及び／又はロック式のやり方で互いに結合することができる。前記接続要素が、前記器具グリップに対して回転又は枢動して接続要素と器具グリップとが互いに結合される、前記受け内の前記突起のねじ結合又は差し込み型結合も考えられる。

#### 【0049】

前記器具グリップの有利な実施形態において、前記結合要素は突起を含み、この突起は特に前記管状シャフトの前記接続要素とのルアーロック結合用のルアーコネクタとして構成される。前記接続要素は、ねじ付けにより前記器具グリップに結合することができる。10  
前記器具グリップ上のルアー突起は、前記接続要素上のルアー受けに係合する。

#### 【0050】

前記ルアーコネクタが、好ましくはフラッシングパイプを結合するように構成される結果、前記器具グリップにフラッシング液を用いて近位端から作用し、この器具グリップを洗浄することができる。フラッシングパイプの前記結合を、以下でより詳細に検討することにする。

#### 【0051】

前記少なくとも1つの結合要素が前記管状シャフトの結合要素用の当接部材を、特に前記器具グリップの近位端面に含む又は形成することが有利であると分かる。前記当接部材は、例えば平面構成であり、近位 遠位方向に対して角度を成して整列する平面を規定することができる。前記当接部材は、例えば前記管状シャフトの前記少なくとも1つの結合要素にフランジ様に当接するように構築することができる。前記少なくとも1つの当接部材を前記器具グリップの近位端面に配置することにより、前記器具グリップのコンパクトな構造が可能になる。20

#### 【0052】

前記器具グリップが、スリープ形の本体と前記本体を閉鎖するための近位端にて前記本体に結合される封鎖要素とを含むことが有利である。前記管状シャフトは、少なくとも部分的に遠位端から前記スリープ形の本体内に挿入し、これによって前記器具グリップに連結することができる。前記封鎖部材は近位端に設けられ、近位端にて前記本体を保護する。前記封鎖部材は前記本体を、密封式の又は非密封式のやり方で閉鎖することができる。30  
特に、前記封鎖要素を通して前記本体の内側と環境との間で媒体交換が可能であることを実現することができる。例えば、前記封鎖要素は、プラグ形、ストッパ形、又はキャップ形である。

#### 【0053】

前記封鎖要素は、好ましくは近位 遠位方向において貫通路を有する。このことにより、前記器具グリップに近位でフラッシングパイプを結合し、前記器具グリップを洗浄するためのフラッシング液を、前記封鎖要素を通して前記本体内に導入することができる。

#### 【0054】

前記器具グリップの構造的に単純な構成が可能になるように、前記封鎖要素は、有利なことに前記少なくとも1つの結合要素を含む又は形成する。例えば、前記結合要素はフラッシングパイプを結合するための前述のルアー突起を含む。40

#### 【0055】

これも構造的に単純な構成を達成するために、前記少なくとも1つの結合要素は好ましくは、前記封鎖要素と一体に形成される。

#### 【0056】

前記封鎖要素が、前記本体に解放可能に結合可能であることが好都合である。このことにより、必要な場合、例えば前記封鎖要素を、例えば貫通路及び／又は結合要素をもたない又は形成しない別の封鎖要素と交換することが可能になる。別々に利用可能な貫通路及び／又は結合要素を含む又は形成する封鎖要素をもたせ、この封鎖要素を器具グリップに結合することも考えられるのであり、前記器具グリップを用いて、上で説明した機能及び50

利点を達成することができる。

【0057】

前記少なくとも1つの結合要素が、円筒形の又は略円筒形の外側輪郭を、特に前記器具グリップにより規定される近位 遠位軸の周方向において有することを実現することができる。前記器具グリップの前記結合要素の前記外側輪郭は、特に前記管状シャフトの結合要素の前記外側輪郭に適合させることができる。

【0058】

本発明による前記器具グリップの有利な実施形態において、前記器具グリップは、軸方向グリップであり、スリーブ形本体と、前記本体に対して展開位置から閉塞位置に転移可能である少なくとも1つの作動可能なグリップ要素とを有する。前記少なくとも1つのグリップ要素は、例えば、前記本体上で枢動運動するように装着され、前記展開位置のときグリップ要素は非作動位置を、前記閉塞位置のとき作動位置を占めることができる。前記グリップ要素を作動させることにより、前記器具グリップに連結された管状シャフトの前記ツールに作用し、このツールを作動させることができる。前記少なくとも1つのグリップ要素は、例えば、半殻形の又は略半殻形の構成であり、前記閉塞位置のとき、複数区域において前記本体を周方向で包囲することができる。特に作動可能な2つのグリップ要素を設けることができる。

10

【0059】

冒頭で言及したように、本発明は電気外科用管状シャフト器具にも関する。本発明による管状シャフト器具は、上に記載した前記器具グリップのうちの1つと、上に記載した前記管状シャフトのうちの1つとを含み、冒頭で言及した目的を成就するものである。前記管状シャフトは前記器具グリップに解放可能に結合可能であり、前記少なくとも1つの接続線を前記器具グリップに解放可能に固定するための少なくとも1つの結合要素を含む。少なくとも1つの結合要素は、前記器具グリップの相応に構築された前記少なくとも1つの結合要素と相互作用する。

20

【0060】

本発明による前記管状シャフト及びその有利な実施形態を用いて達成可能な利点、ならびに、本発明による前記器具グリップ及びその有利な実施形態を用いて達成可能な利点は、本発明による前記管状シャフト器具の使用によっても達成することができる。これに関連して上述の説明の参照を行う。

30

【0061】

前記結合要素は、前記少なくとも1つの接続線を前記器具グリップに力ロック式で及び/又はポジティブロック式で、緊締式の及び/又はロック式のやり方で、及び/又はツールなしで取り付けるための結合装置を形成する。ねじ結合又は差し込み型結合を形成することも考えられる。

【0062】

前記器具グリップは、前記器具グリップと前記管状シャフトとが互いに連結される際に前記管状シャフトの前記管により規定される近位 遠位軸と一致させることのできる近位 遠位軸を規定することができる。以下では、この軸により規定される方向を軸方向と称することにする。

40

【0063】

前記少なくとも1つの接続線は、その前記管から出た区域に関して、軸方向の引張力及び/又は押込力を免れる又はほぼ免れるような寸法であることが好都合である。従って、特に前記少なくとも1つの接続線を、張力が緩和した又はほぼ緩和したやり方で前記器具グリップに結合することが可能である。結果として前記少なくとも1つの接続線は低い張力及び応力しか受けないため、接続線の損傷を大いに回避することができる。

【0064】

例えば、前記少なくとも1つの接続線の前記管から出た区域が、軸方向で遠位から近位へ前記器具グリップに沿って平行に、少なくとも複数区域において延びることにより、前記管状シャフト器具のコンパクトな構造を達成することができる。

50

**【0065】**

前記管から出た区域は、特に少なくとも複数区域において前記器具グリップの前記本体と平行に延びる。前記区域又は前記区域を包囲する外装が、前記本体に寄りかかる実現することができる。

**【0066】**

前記ツールに作用を及ぼすために、前記少なくとも1つの接続線の前記管から出た区域が、前記器具グリップの作動可能なグリップ要素に沿った前記軸方向に対して交差方向に延びることが有利である。これによって、前記少なくとも1つの接続線の前記区域が前記グリップ要素の作動を妨げないことを確実に実現することができる。好都合なことに、非作動位置から作動位置に転移する際でも、前記グリップ要素が前記少なくとも1つの接続線の前記区域に接触しないことが実現される。10

**【0067】**

上で言及したように、前記ツールに作用を及ぼすために前記器具グリップが2つの作動可能なグリップ要素を含むことを実現することができる。ここで好都合なことに、前記少なくとも1つの接続線の前記管から出た区域が、前記軸方向に対して交差方向である方向に関して前記グリップ要素間を延びることが実現される。これによって、前記管状シャフト器具のコンパクトな構造を達成することができる。

**【0068】**

前記管状シャフトの前記少なくとも1つの結合要素の前記外側輪郭と、前記器具グリップの前記少なくとも1つの結合要素の外側輪郭とを互いに適合できることも上で言及した。これらの結合要素が互いに結合される状態では、前記結合要素は共通の外側輪郭を有することができ、外側輪郭はいわば連続している。この外側輪郭は、前記管状シャフト器具により感じの良い外観を与えるのであり、その取扱いを促進する。20

**【0069】**

例えば、前記結合要素が各々特に前記器具グリップにより規定される近位 遠位軸の周方向において、同じ直径である円筒形の又は略円筒形の外側輪郭を有することを実現することができる。

**【0070】**

本発明の好適な実施形態の以下の記載は、図面と合わせると本発明をより詳細に説明するように働くことになる。30

**【図面の簡単な説明】****【0071】**

【図1】本発明による管状シャフトの好適な実施形態と、本発明による器具グリップの好適な実施形態とを含む、本発明による管状シャフト器具の好適な実施形態の管状シャフトと器具グリップとがまだ互いに結合されない状態において示される斜視図。

【図2】図1の管状シャフト器具の近位区域の管状シャフトと器具グリップとが互いに結合される拡大図。

【図3】図1の管状シャフトの接続要素の平面図。

【図4】図3の接続要素の側面図。

【図5】図1の器具グリップの封鎖要素の平面図。40

【図6】図5の線6-6に沿って切り取った断面図。

【図7】図1の管状シャフト器具の近位端エリアの図3の接続要素が図5の封鎖要素に結合される部分図。

【図8】器具グリップの遠位端エリア、及び図1の管状シャフトの近位端エリアの部分的に断面にした部分図。

【図9】本発明による管状シャフトの好適な実施形態と、本発明による器具グリップの好適な実施形態とを含む、本発明による管状シャフト器具の異なる好適な実施形態の管状シャフトと器具グリップとが互いに結合される状態において示される斜視図。

【図10】図9の管状シャフト器具の近位区域の組立分解図における拡大図。

【図11】異なる眺めからの再度示される図10の近位区域。50

**【発明を実施するための形態】**

**【0072】**

図1は、全体として参照符号10で表す、本発明による電気外科用管状シャフト器具の好適な実施形態を斜視図で示す。管状シャフト器具10は、参照符号12で表す本発明による外科用器具グリップの好適な実施形態と、参照符号14で表す本発明による電気外科用管状シャフトの好適な実施形態とを含む。器具グリップ12と管状シャフト14とは互いに解放可能に結合可能である。図1及び図7に、互いに結合されつつあるこれらの器具グリップ及び管状シャフトを(部分的に)示す。これに対して、図2及び図8には、器具グリップ12及び管状シャフト14を、互いに結合された状態において(いずれの場合も部分的に)示す。

10

**【0073】**

本明細書において、例えば「近位」、「遠位」、「近位 遠位」と同等のものの位置及び配向の表示は、管状シャフト器具10の意図する目的での使用に関連するものと解釈されるべきである。その使用中、器具グリップ12と管状シャフト14とは互いに結合される。その意図される目的での使用中、使用者は管状シャフト器具10に近位方向から作用を及ぼし、管状シャフト器具10の遠位端16に配置されるツール18を用いて作業する。管状シャフト器具10の近位端を参照符号20で表す。

**【0074】**

管状シャフト14は両極性の電気外科用管状シャフトであり、遠位端に前述のツール18を含む。ツール18は、互いに対しても移動可能な特に枢動可能な2つの顎部22を備えた鉗子ツールとして構成される。顎部22は互いから距離をおいて配置される開放位置(図1)から閉鎖位置(図示せず)に転移させることができる結果、凝固させるべき体組織を顎部間で把持することができる。

20

**【0075】**

ツール18は管状シャフト14の管24の遠位端に配置される。管24は、遠位及び近位で互いに平行にずれている2つの区域を含む。2つの区域は、管24の二重曲率により互いに融合する。一方、管24が、直線状の構成であることもでき又は異なる種類の曲率を有することもできよう。

**【0076】**

管24の近位区域は、管状シャフト14のブッシング26内にポジティブロック式で収納される。ブッシング26の近位に、それ故に管状シャフト14の近位に、凹状の窪み28の形態の連結要素28が設けられる。管24の近位区域は近位 遠位管軸30を規定する。管状シャフト14と器具グリップとがその意図される目的で互いに結合される際、管軸30は器具グリップ12により規定される把持軸32と一致させることができる。従つて、以下で把持軸32を参照しているところでは同時に管軸30を参照する。逆もまた同様である。

30

**【0077】**

管24内を案内されるのは、それ自体知られているため画面には示さない引張力及び/又は押込力伝達要素であり、引張力及び/又は押込力伝達要素は遠位で顎部22と動作結合しており、近位端では管24から出ていると共に器具グリップ12に連結するための連結要素を含む。

40

**【0078】**

器具グリップ12は、軸方向グリップとして構成されるのであり、略中空円筒形のスリーブ形本体34を含む。スリーブ形本体34は把持軸32を規定する。器具グリップ12は遠位端に、螺旋ばねとして構成される弾性の復帰要素35の力に抗して本体34上で変位するように装着されるスリーブ36を有する。スリーブ36は内部に、掛止ボール38の形態の連結要素37を有する。ブッシング26がスリーブ36内に挿入されると窪み29が掛止ボール38と連結するため、ブッシング26、それ故に管状シャフト14を器具グリップ12に解放可能に固定することができる。窪み29及び掛止ボール38は共に管状シャフト器具の連結装置39を形成する。

50

## 【0079】

管状シャフト14の引張力及び／又は押込力伝達要素の図面には示さない連結要素により、更なる連結装置が形成される。連結装置は図面には示さない。この連結要素は、器具グリップ12のそれ自体知られている引張部材及び／又は押込部材の形態の同じように図面には示さない連結要素と連結する。連結要素は、本体34内で軸方向に変位するように装着される。

## 【0080】

引張力及び／又は押込部材に作用を及ぼすために、器具グリップ12は2つのグリップ要素40及び42を含み、グリップ要素40及び42はそれ自体知られているやり方で本体34の近位端に装着され、把持軸32に対して交差方向に延びる枢動軸の周りで枢動運動する。これに関連して、「把持軸32に対して交差方向に」とは、把持軸32に対して垂直に整列する平面内であることを意味する。グリップ要素40及び42は把持軸32に関して正反対にあり、凡そ半殻形の構成である。グリップ要素40及び42は、本体34に対して展開位置(図1、図2、及び図8)から枢動し、この本体に対して閉塞位置(図示せず)に転移することができる。その際、グリップ要素40及び42が、それ自体知られているやり方で引張部材及び／又は押込部材に作用を及ぼす結果、引張力及び／又は押込力伝達要素によって頸部22に作用し、これらの頸部を作動させることができる。

10

## 【0081】

器具グリップ12は、本体34を部分的に封鎖するための近位方向から本体34内に挿入される封鎖要素44を近位端に含む。この事例において、封鎖要素44は、プラグ形の構成であるが、キャップ形の又はストッパ形の構成とすることもできよう。封鎖要素44内に、軸方向貫通路46が形成される。このことにより洗浄液又はフラッシング液用のパイプを近位方向から封鎖要素44に結合し、管状シャフト14を使用し解放した後、再利用可能な器具グリップ12を、封鎖要素44を通して洗浄することができる。グリップ要素40及び42がそれを経由して装着されて本体34上で枢動運動する図面には示さないグリップ要素40及び42の近位支承部材上に、封鎖要素44は係合する。

20

## 【0082】

封鎖要素44は一体形の構造であると共に、その詳細を以下で与えることとする、管状シャフト14の相応に構築された結合要素と相互作用することのできる結合要素48を形成し、管状シャフト器具10の結合装置50を形成する。この目的で、封鎖要素44は近位端に盲穴54として構成される受け52を含む。盲穴54は封鎖要素44内で直線状に延びるように形成され、把持軸32との角度58を包含する穴軸56を規定する。角度58は近位遠位方向に関して斜角であり、盲穴54の挿入開口60は、挿入開口60の反対側に位置して底部62により閉鎖される盲穴54の端部よりも器具グリップ12上で近位に配置される(図5及び図6)。挿入開口60は封鎖要素の外周に配置される。貫通路46と受け52も互いに角度58で交差する。

30

## 【0083】

封鎖要素44には近位端に、受け52の近位壁に形成される細隙形の貫通開口64が設けられる。貫通開口64は、把持軸32及び穴軸56により規定される平面に対して交差方向に、丸い断面である盲穴54よりも狭窄である。これから除外されるものとして、軸方向貫通路46がそれを通って延びる受け52の区域がある。

40

## 【0084】

封鎖要素44は近位端面では平面構成であると共に、把持軸32に対して傾斜した当接部材66を有する。当接部材66により規定される平面が、穴軸46と平行に延び、これも角度58にて把持軸32と交差する。

## 【0085】

上で言及したように、管状シャフト14は両極性の管状シャフトである。管状シャフト14は、電気接触を行うための2つの電気的接続線68及び70を有する。接続線68及び70の各々は頸部22のうちの1つに電気的に接続されるため、これらの頸部に反対の電気極性を供し、閉鎖位置において頸部22間で把握される組織を凝固することができる

50

。

### 【0086】

接続線68及び70は電気絶縁される可撓ケーブル線として構成され、可撓ケーブル線は遠位端16から出発して管24内をブッシング26のところまで延びる。このようにして、接続線68及び70は手術部位から離しておかれ、このことが管状シャフト器具10の取扱いを促進し、その電気安全性を増す。

### 【0087】

特に図2から明らかになるように、管24は管軸30に関して、貫通開口74の形態の側方出口開口72を有する。貫通開口74は管24の近位区域で連結要素28の遠位に配置され、近位区域はブッシング26により包囲される。ブッシング26内に貫通開口74と整列して形成されるのは、貫通開口76である。管状シャフト14と器具グリップ12とが結合状態のとき、貫通開口74及び76は、基本的にそれぞれブッシング26及び管24の区域で器具グリップ12のすぐ遠位に配置される。この区域はスリープ36に係合しない。

10

### 【0088】

接続線68及び70は、器具グリップ12の遠位で管24から出て、貫通開口74及び76に関して近位に配置されたそれらの区域では器具グリップ12の外側を延びるように、貫通開口74及び76を通して導かれる。このことにより、一般的な器具グリップの場合とは異なり、この目的で器具グリップ12内に電気接触部材を設ける必要なく管状シャフト14との電気接触を行うことができる。従って、器具グリップ12にそれ故に管状シャフト器具10にも、構造的により単純な構成を与えることができる。特に本体34により包囲される空間における電気接触部材を回避することにより、器具グリップ12の洗浄も促進される。同じように、管状シャフト14の器具グリップ12に係合する区域に電気接触部材を設ける必要もない。

20

### 【0089】

接続線68及び70の管24から出た区域は、これらの接続線を包囲する共通の外装78を有する。外装78は、例えばケーブルチャネルのやり方において、長尺、特に直線状である。これらの接続線を保護するため及び管状シャフト14の取扱いを簡素化するために、外装78は両方の接続線68及び70をポジティブロック式で合わせる。接続線68及び70を更に保護するために、外装78は、曲げに対して耐性があるように構築される。一方可撓性のある柔軟な外装の構成も考えられる。

30

### 【0090】

外装78は、凡そ器具グリップ12の遠位端からその近位端まで凡そ封鎖要素44の挿入開口60の縁部まで延びる。外装78はグリップ要素40及び42間にて、把持軸32に対して交差方向に配置される。それ故に接続線68及び70は把持軸32と平行に延びるのであり、外装78は近位端で封鎖要素44に接触し、それ以外では本体34及びスリープ36から短い距離をあいて延びる。

### 【0091】

外装78はグリップ要素40及び42間にて、グリップ要素が本体34に近接した位置のときにも、グリップ要素が外装78に接触せずに頸部22を作動させるような仕方で位置決めされるため、使用者は器具グリップ12を取扱う際に外装を煩わしく感じない。更にこのことにより、接続線68及び70が器具グリップ12の外側を延びる場合にも、管状シャフト器具10のコンパクトな設計が可能になる。

40

### 【0092】

管状シャフト14は、近位端に接続線68及び70に配置される接続要素80を有する。ディスク形の胴体81を備えた接続要素80は、2つの電気接触部材82及び83を備えたプラグ形の構成であり、電気接触部材82及び83は、近位端面で胴体81から把持軸32と平行に出るのであり、その反対は胴体81内に収納される。接触部材82及び83は、例えば胴体81内で成形される。接触部材82及び83のうちの1つは、接続要素80内で、いずれの場合も接続線68及び70のうちの1つに電気的に接続される。これ

50

を可能にするために、外装 7 8 から出る接続線 6 8 及び 7 0 の近位端は胴体 8 1 内へと把持軸 3 2 に対して交差方向に導かれるのであり、この目的で、胴体 8 1 は接続線 6 8 及び 7 0 を収容するための孔を有する。

#### 【 0 0 9 3 】

管状シャフト 1 4 は接続要素 8 0 によって、電気外科エネルギーを提供するためのエネルギー供給源に接続することができるのであり、電気外科エネルギーを、接触部材 8 2 及び 8 3 ならびに接続線 6 8 及び 7 0 を経由して顎部 2 2 に供給することができる。

#### 【 0 0 9 4 】

接触部材 8 2 及び 8 3 とは別になった一体形の接続要素 8 0 は、前述の結合装置 5 0 の結合要素 8 4 を形成する。このようにして、接続要素 8 0 はポジティブロック及びカロックにより封鎖要素 4 4 に解放可能に結合し、管 2 4 から出た接続線 6 8 及び 7 0 の近位区域を器具グリップ 1 2 に、取扱いの容易なやり方で固定することができる。接続要素 8 0 を封鎖要素 4 4 に結合し、接続要素 8 0 を封鎖要素 4 4 から解放することが、特にツールなしで扱い易いやり方で可能である。10

#### 【 0 0 9 5 】

接続要素 8 0 は封鎖要素 4 4 に当接するために当接部材 8 6 を含むのであり、当接部材 8 6 は平面構成であると共に接続要素 8 0 の遠位端面に配置される。当接部材 8 6 は、把持軸 3 2 に対して傾斜した平面を規定する。傾斜した平面は穴軸 5 6 と平行に整列し、当接部材 6 6 により規定される平面と一致する（図 7）。これらの当接部材が互いに結合される状態のとき、封鎖要素 4 4 と接続要素 8 0 とは当接部材 6 6 及び 8 6 を経由してフランジ様のやり方で互いに当接し、これによって互いに対する特別に規定された相対的配向を占めることができる。20

#### 【 0 0 9 6 】

当接部材 8 6 から遠位方向に突き出しているのは接続要素 8 0 の突起 8 8 であり、突起 8 8 は突条 9 0 として構成される。突起 8 8 は突起軸 9 2 を規定するのであり、突起軸 9 2 は把持軸 3 2 に対して傾斜しており、当接部材 8 6 により規定される平面と平行に整列する。

#### 【 0 0 9 7 】

突条 9 0 は寸法及び形状において受け 5 2 に適合するのであり、盲穴 5 4 内に位置決め可能な頂部区域 9 4 を有する。頂部区域 9 4 は、断面が丸く、突起 8 8 の頸部区域 9 6 を経由して当接部材 8 6 に結合される。頸部区域 9 6 は、把持軸 3 2 に対して交差方向に頂部区域 9 4 よりも狭窄である。30

#### 【 0 0 9 8 】

接続要素 8 0 を封鎖要素 4 4 に結合するために、突起 8 8 は受け 5 2 内に挿入することができる（図 7）。頂部区域 9 4 は盲穴 5 4 に係合し、頸部区域 9 6 は貫通開口 6 4 に係合する。このようにして、信頼できる結合のために封鎖要素 4 4 と接続要素 8 0 との間にポジティブロック、及びカロックが作り出されるのであり、当接部材 6 6 及び 8 6 が互いに接触することにより、軸方向相対的位置決めも確実にされる。突起 8 8 及び受け 5 2 は、3 つの全空間方向において、把持軸 3 2 に沿って軸方向及び把持軸に対して交差方向に、接続要素 8 0 と封鎖要素 4 4 とを互いの上で固締する。40

#### 【 0 0 9 9 】

一致する穴軸 5 6 及び突起軸 9 2 が把持軸 3 2 に対して傾斜しているおかげで、封鎖要素 4 4 と接続要素 8 0 との間に、突起 8 8 と受け 5 2 とのポジティブロックに加えてアンダカットが形成される。このようにして、封鎖要素 4 4 及び接続要素 8 0 は意図しない解放に抗して確実に固締される。

#### 【 0 1 0 0 】

接続線 6 8 及び 7 0 は封鎖要素 4 4 と接続要素 8 0 とが互いに結合されるときに、接続線の管 2 4 から出た区域に軸方向の引張力及び / 又は押込力が無いような寸法である。これによって、特に接続線 6 8 及び 7 0 は張力が緩和されるため、これらの接続線の損傷を大きく回避することができる。50

**【0101】**

外装 78 が、出口開口 72 ほど遠くでもない遠位に延びる結果、出口開口 72 のエリアにおいて接続線 68 及び 70 を曲げる又は畳むことができる事が有利であると分かる。このことにより、使用者が接続要素 80 を封鎖要素 44 に結合し及び接続要素 80 を封鎖要素 44 から解放することがより容易になる。

**【0102】**

本体 34 の外側に配置された区域における封鎖要素 44 及び接続要素 80 は、把持軸 32 に関する円筒形の構成であり、その直径及び外側輪郭に関して互いに適合する。このようにして接続要素 80 と結合要素 48 とが互いに整列している結果、接続要素 80 を器具グリップ 12 の近位拡張部と見なすことができる。このことは、一方で管状シャフト器具 10 に対して感じの良い外観を与え、他方でその取扱いを促進する。

10

**【0103】**

器具グリップ 12 は再利用可能であり複数の管状シャフトと共に交換可能なシャフトシステムを形成できるため、封鎖要素 44 と接続要素 80 の互いに対する解放可能な結合が有利であることが分かる。使用後、処分されるべき管状シャフトの接続要素 80 を器具グリップ 12 から解放することができ、更に器具グリップ 12 から管 24 を分離することができる。器具グリップ 12 には更なる管状シャフトを結合することができ、そのそれぞれの接続要素 80 は同じように封鎖要素 44 に解放可能に結合可能である。

**【0104】**

図 9 ~ 図 11 は、全体として参照符号 100 で表す本発明による管状シャフト器具の更なる有利な実施形態を、完全に又は部分的に示す。管状シャフト器具 100 は、本発明による器具グリップの有利な実施形態と、本発明による管状シャフトの有利な実施形態とを含む。これらの器具グリップ及び管状シャフトをそれぞれ参照符号 102 及び 104 で表す。

20

**【0105】**

管状シャフト器具 10 及び 100 の特徴及び部品については同じ参照符号を使用する。管状シャフト器具 10 及び 100 の特徴及び部品は同じである又は同じ効果を有する。管状シャフト器具 10 (そして器具グリップ 12 及び管状シャフト 14) を用いて達成可能な利点は、管状シャフト器具 100 (そして相応に器具グリップ 102 及び管状シャフト 104) を用いても達成することができる。これに関しては、上で与えた説明の参照が行われる。最も重要な差異のみを以下で検討することにする。

30

**【0106】**

管状シャフト器具 10 及び 100 間の最も重要な差異は、接続要素 80 が器具グリップ 102 にそれによって解放可能に固定可能である結合装置 50 の構成において存在する。器具グリップ 102 の場合、封鎖要素 44 により形成される結合要素 48 は、接続要素 80 の方向における突起 106 として構成される。突起 106 は把持軸 32 と同軸に整列し、貫通路 46 の一部を形成する。

**【0107】**

この事例において、突起 106 はフラッシングパイプを結合するためのルアーコネクタであり、特に突起 106 はルアーロック結合を形成するように構成される。接続要素 80 を使用し解放した後に、フラッシングパイプを近位方向から器具グリップ 102 に結合し、器具グリップ 102 を洗浄することができる。

40

**【0108】**

接続要素 80 において、結合要素 84 は受け 108 である。受け 108 は、突起 106 を中に挿入することのできる軸方向に延びる盲穴である。突起 106 に結合するために、受け 108 はこの突起と相補的な構成である。これによって、特に、接続要素 80 の封鎖要素 44 へのルアーロック結合を行うことができる。この目的で、接続要素 80 は封鎖要素 44 の近くに持ち上げ、把持軸 32 の周りで回転させつつねじ付けにより封鎖要素に結合することができる。受け 108 の壁のねじ山 110 が、突起 106 の拡張部 112 と相互作用することができる。拡張部 112 は把持軸 32 に対して交差方向に整列する。

50

## 【0109】

管状シャフト器具 100 の場合、ツールなしに接続要素 80 を器具グリップ 102 に結合すること又は接続要素 80 を器具グリップ 102 から解放することも可能である。

## 【0110】

管状シャフト 104 の場合、図 9 ~ 図 11 に示さない接続線 68、70 の外装 78 は可撓性がある。例えば、この外装はフレキシブルホース線である。

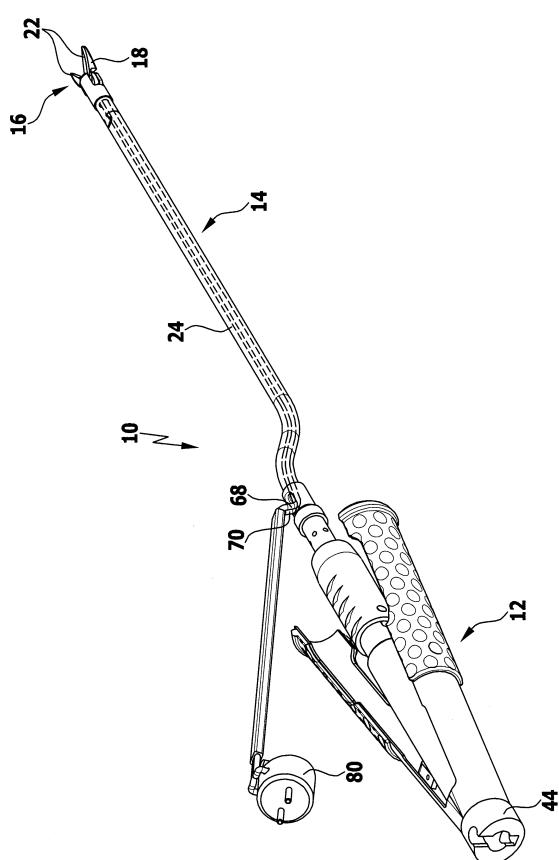
## 【0111】

接続線 68、70 の近位端に配置されるのは、接触部材 116、118 を備えたプラグイン部材 114 である。プラグイン部材 114 を接続要素 80 に接続することにより接触部材 116、118 をそれぞれ接触部材 82 及び 83 に電気的に接続することができ、従って、結果として接続線 68、70 を電気的に接触させることができる。プラグイン部材 114 は接続要素 80 から解放することができる。10

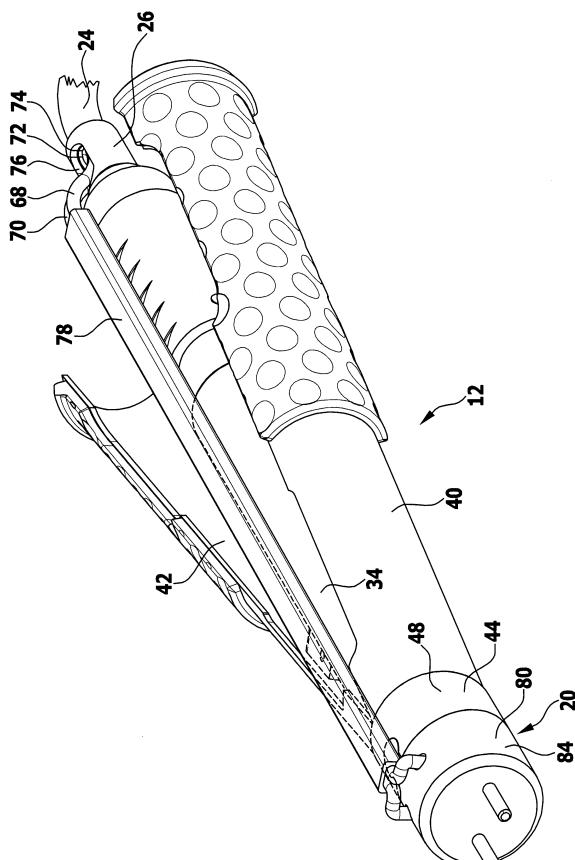
## 【0112】

当然ながら、プラグイン部材 114 を経由した解放可能な接続部が接続線用に設けられることなく、管状シャフト器具 10 における事例のように接続線 68、70 が近位端にて接続要素 80 内に導かれることが考えられる。

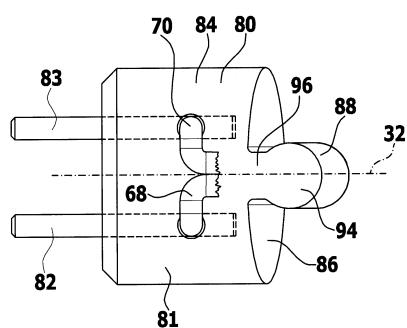
【図 1】



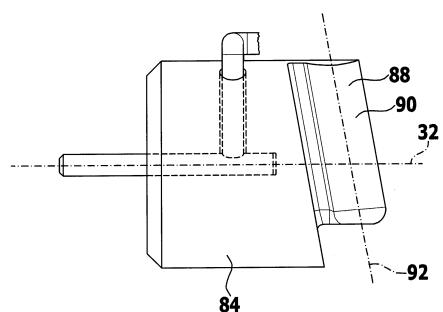
【図 2】



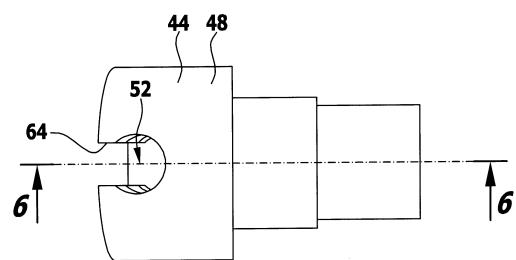
【図3】



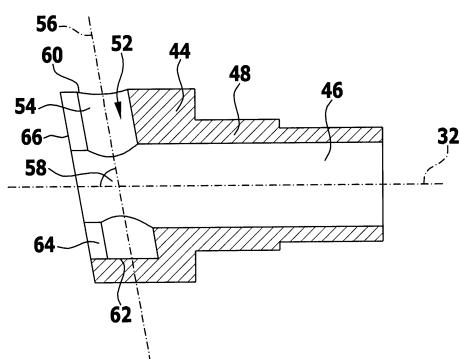
【図4】



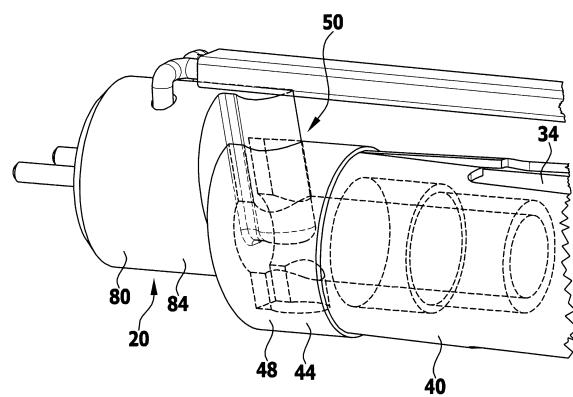
【図5】



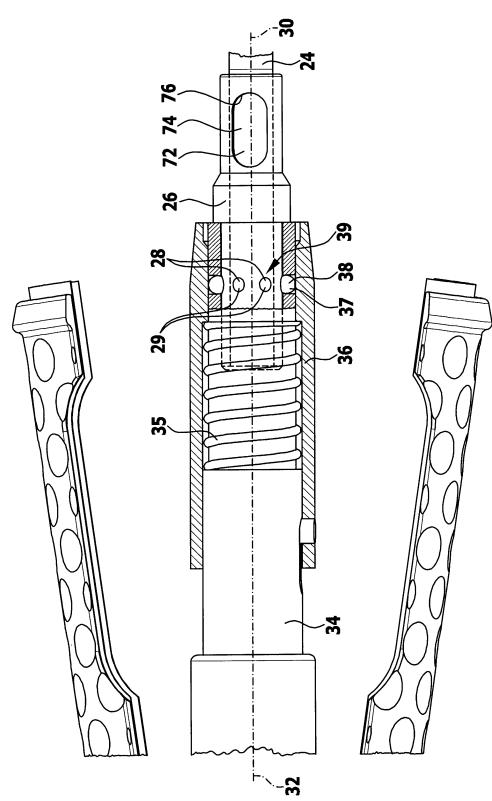
【図6】



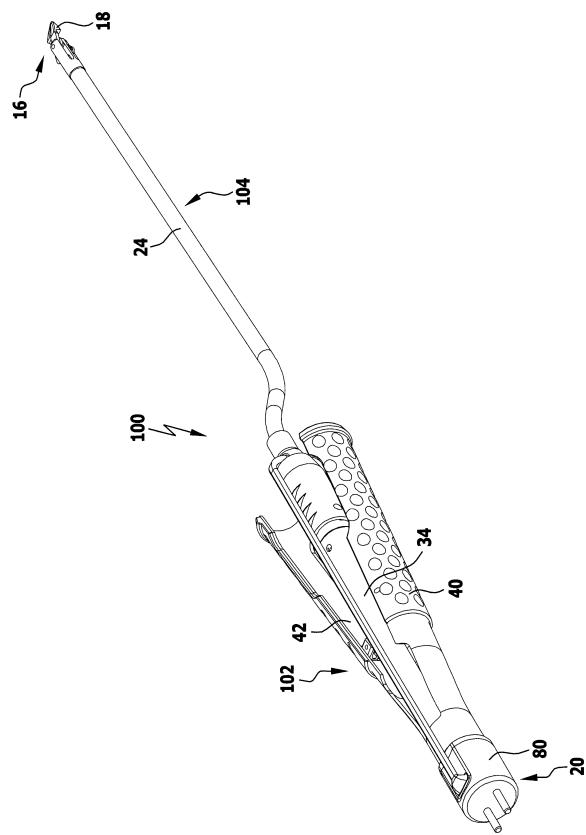
【図7】



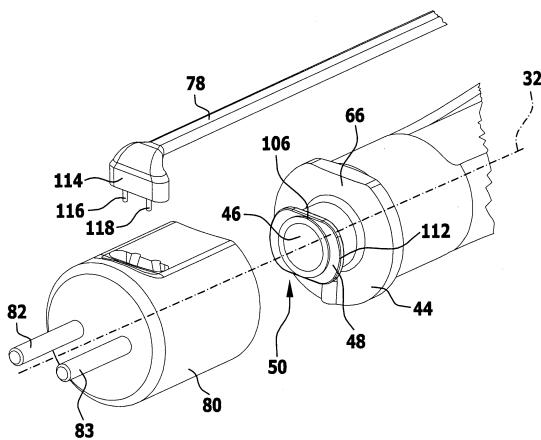
【図8】



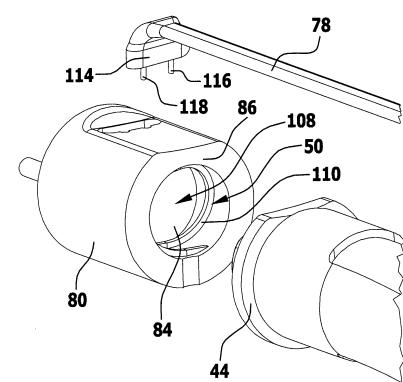
【図9】



【図10】



【図11】



---

フロントページの続き

(72)発明者 マルクス ネスペル  
ドイツ、78532 トゥットリンゲン、ローテシュトラーセ 23

審査官 中村 一雄

(56)参考文献 特開2005-261945(JP,A)  
特表平07-507935(JP,A)  
特表2001-515751(JP,A)  
特開2008-119448(JP,A)  
国際公開第2013/079340(WO,A1)  
国際公開第2013/000465(WO,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 61 B 18 / 12